

保母養成機關の問題に就て

東京女子高等師範學校保育實習科 倉 橋 物 三一

幼兒保育の社會的及び教育的意義が進むにつれて、保母養成の内容が一層の充實を要求されて來るのは當然である。その意味に於て現在の保母養成機關は、その現狀のまゝに止まつてゐることを許されない。殊に、就學前幼兒の問題が、國家的意義に於て重要な認識を加へられ来る時、その中心研究機關たり、専門從事者の養成機關たる此の施設に就て、國は一段の考慮を拂はなければならぬ。

現行の保母資格は、幼稚園令と共に大正十五年の制定であつて、既に時を経てゐるのみならず、制定の當時に於てさへも、之れに対する不満足の意見は少なくなかつたのである。元來、大正十五年の場合は、幼稚園令全體に亘つて、教育令としての獨立化の喜び、幼稚園普及の希望が主になつてゐたもので、そのために、強ひて理想を求めずといつた風のところもあつた。わけても、保母の資格問題に於て、それが大に免れ難い點させられた。それは、新教育法令の制定、殊に、從來久しく事實的制度になつてゐたものを、それを法的制度に規定してゆこうとする場合として、充分諒さしなければならないこゝでもあつたのである。

ところで、制定當時からも、その後は尙更に、問題となり來つた諸點の中、最も主に論ぜられたものは、保母の無試験検定を受け得る資格(幼稚園令施行規則第十條)中、高等女學校卒業といふ基礎資格(その他これに準するもの)の上に「一ヶ

年以上幼稚園ニ於テ幼兒ノ保育ニ從事シタル者」といふ項、専門學校入學資格を以て入學資格とする學校に於て「一年以上幼兒ノ保育ニ適スル教育ヲ受ケテ卒業シタル者」といふ項である。

此の中、前項に屬する問題として、その幼稚園の實質につき何等規定のないことが懸念せられ、しかも僅に一ヶ年の経験でいゝゝいふことが不満足させられ、正規の保母養成機關の修業年限と同様でいゝゝなされてゐること（一ヶ年以上といふこと）が、頗る不合理ださるのである。しかし、之は、資格基準であつて、地方長官に於てその實質及び年限を規定し得る譯であるし、殊に、保母養成機關そのものは別のことであるから、茲では暫く問題の外に置く。そこで、茲で問題になるのは、保母養成機關の修業年限である。それも法令の辭句通りとしては、「一年以上……」であるから、必ずしも一年を限定せられてゐる譯ではないが、法はいつでも其の最低標準で行はれるのが常であり、現に一年が保母養成所修業年限の通念の如くなつてゐる位で、之がどうしても一つの問題させられるのである。

然らば、何年であるべきかといふ結論に就ては、先づ諸家の説に聽きたいと思ふが、從來、各地の保育大會等に於て主張せられ、決議せられ、又建議せられてゐるところは、二ヶ年といふことである。而して、之に就ては、種々の理由が擧げられてゐることゝ思ふが、理論的には、保母無試験検定資格の第一を「小學校ノ本科正教員ノ免許狀ヲ有スルモノ」としてゐる以上、そして、小學校本正の養成が、高等女學校以上二ヶ年（即ち師範學校第一部の場合）である關係上、特に保母の場合も亦之を一つなるべしとするのである。次に、實際的には、現在の一年に盛られるべき學科の種類及程度、殊に技能の練習及び保育の實習に於て、到底充分となし難いとする、幼稚園側の批判である。又、之を養成所自らとしても感じてゐる進歩派の意見である。此の理論的・實際的との二つの理由の中、最も力強い理由となるものは、蓋し後の實際上の要求であり、言ひかゆれば、保母そのものゝ實質への要求の進展である。

ところで、此の修業年限問題は、實は單なる年限問題ではない。その年限の延長を必須とする内容充實の問題である。而して、その内容は學科の種類、技能の程度、保育實習の充實度を主要點とするものであつて、問題の炎の中心は茲に立脚せられて来る。

此の點に就ても亦、諸家の説に聽きたいのであるが、現在の實際を眺めて、學科の種類として、是非一層の精しさを加へられなければならぬものは、保育の根本知識としての教育學及び心理學方面的各事項、社會事業の理念と實際とのに関する理解、及び幼兒保健に關する知識と實習である。之等のことは、現行學科目に於ては極く一端に觸るゝか、或は全く觸れもしないのであつて、謂はゞ狹義の教育的保育學しか與へられなかつたりする。つまり、そこまで深く入るには時間が足りないのである。殊に、幼兒保健の方面に關しては、僅に育児法として教授されてゐるに止まり、現代の保健衛生の詳しい教養も、その實感さへも殆んど與へられない。之は國民保健問題の第一基底としての幼兒教育の任に當るものとして、甚しき缺陷たらざるを得ない。之を要するに、現在主として、狹義の教育者として養成せられてゐるものが、社會事業的、保健衛生事業的方面の從事者としても充分養成せられる必要があるのである。

三

次に、技能、保育實習の問題に於ては、程度の問題ともいはれるし、茲では多く言はない。たゞ現狀に於て極めて不充分なことを思はねばならない。

しかも、保姆養成機關に就てその最も必要とする點は、之等の法令上に表示せられる内容項目よりも、それが如何に眞實に充實した實施をされるかであらう。その設備、その教職員、その教育時限、その實習指導の如何等こそ、最も重要な

る問題こしなければならぬ點であらう。但し之等の各々の點を現状の實際に對して言はうとするのではないが、小學校教員養成機關に對する國家の態度に比して、如何に甚だしく差別があるかは何人も認めざるを得ない。勿論、小學校教員養成機關（即ち府縣立師範學校）と同一に、必ず公立でなければならぬといふのは決してない。たゞ、今日の殆んど非監督な狀態に對しその公的監督の充分なる徹底の必要は、之亦、何人も異議なきところであらう。獨逸が、幼稚園保姆養成に如何に周到親切な管理を行へるかは、（本號別項參照）その内容に於て必ずしもその通りでなくとも、探つて以て範こすべきところがあるこ信ずるのである。

幼稚園を充實せしめんこすれば、保姆を充實せしめるを第一こする。保姆を充實せしめんこすれば、その養成機關を充實せしむるを第一こする。而して、此の問題につき、最大の熱意を以て語りあひ、眞に力を籠めて相謀り得るものは、現に此の業に當つてゐる同志の間である。（昭和一三、一、一〇）